

## ⑭ 診療所開設後届出事項変更届

概要説明	医療法施行令第4条の2第2項に基づき、「法人」が開設後届の届出事項を変更する場合の届出書です。
提出書類	1 開設後届出事項変更届（様式第14号） 変更事項により以下の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。 2 管理者の医師免許証の写し（原則原本確認） 3 管理者の履歴書  それぞれ1部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は2部）
受付期間	変更日～変更後10日以内
受付窓口	（〒750-8521 下関市南部町1番1号） 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	・ 管理者は原則兼任できません。（⑧診療所管理者兼任許可申請により、介護老人保健施設等の管理者兼務が認められる場合があります。）